

# 殯の歴史的展開

## ―七世紀を中心にして―

小倉 久美子

### はじめに

日本古代の喪葬研究は考古学が牽引してきた感がある。古墳の調査によって得られる情報は膨大で、魅力に富んでいる。一方で、文献史学や上代文学からも古代喪葬に関わる研究が、考古学と比べて数は少ないものの地道になされている。なかでも殯宮は上代特有の儀礼として『万葉集』研究を中心に議論が盛んである。

筆者はこれまで万葉古代学研究という立場から、『万葉集』挽歌などの死を悼む和歌表現の推移<sup>①</sup>、歌語「藤衣」が喪服をあらわすようになる過程<sup>②</sup>を検討してきた。それは死を契機とした悲しみが可視化される手法を文化史的にとらえたいという目論見からである<sup>③</sup>。その立場からいえば殯の検討は避けて通れない。

殯に関する研究は、和田萃氏による一連の論考<sup>④</sup>が文献史学にとっても上代文学研究にとっても多大な影響を及ぼしていることは今更いうまでもないだろう。和田氏の研究は限られた文献史料から殯の諸儀礼を整理し、それを政治的に理解したもので、考古学・民俗

学・『万葉集』研究の成果を効果的に用いるところに魅力がある。

ただし近年、稲田奈津子氏によって再検討が促されているように<sup>⑤</sup>、問題点がないわけではない。なかでも稲田氏は、和田氏が殯を日本固有の伝統的な儀礼と位置付けることに警鐘を鳴らす。

かつて大嘗祭も日本固有の伝統的な習俗とされてきた過去がある。現在は研究が進められ、大嘗祭が持統朝から開始されたこと、即位式のほうが大嘗祭よりも古い伝統を持つことが明らかにされている<sup>⑥</sup>。今後の殯研究についても同様の視角が必要になるのではないかと。

そこで本稿は、殯について可能な限りその歴史的展開を追ってきたい。史料の制約は大きく、推測の域を出ないものもあるが、和田氏の論考以降、新たに考古学の分野から殯に言及するものもあり、『万葉集』研究の分野でも蓄積が重ねられている。それらに導かれながら考察を試みたい。

### 一 先行研究の整理と問題の所在

史料の検討に入る前に、まずは先行研究の指摘を整理しながら、本稿で取り組む課題を明らかにしておきたい。ここでの要点は二つで、ひとつは殯の本義を語義から明らかにしようとするもの、もうひとつは殯宮儀礼の成立を明らかにしようとするものである。順にみていきたい。

## (1) 殯の語義(1)の語

史料にみられる殯の語は、いうまでもなく中国の殯(ヒン)の用字である。ヒンとは『説文解字』に「殯は、死して棺に在り、將に葬柩に遷さんとして之を賓遇するなり。」とあるように、入棺から埋葬までの間、賓客としてまつることをいう。しかし当然ながら、これは日本の殯とは意味を異にしている。殯の語は『万葉集』ではアラキと訓まれ、記紀ではモガリと訓まれることは周知の通りである。

アラキの語義について、本居宣長は「荒城と云意は、荒は鏖 璞 などの阿羅なり。……城は墓の紀に同じ。されば新に死たるまゝに、未葬りあへざるほど、且姑く収置處を阿羅紀と云て、天皇などは、其宮を阿羅紀能宮と申せるなり。」とする。

また櫻井満氏は「アラキのアラは、誕生・出現の意であろう。…キは、本来、まわりに垣をめぐらして、内と外とを区切った所をいう。要するに、アラキというのは、蘇生を祈る施設だった」とし、そこで行われる儀式をモガリと位置づけている。

モガリの語義については、「喪」+「上がり」(終わりの意)とする本居宣長説や、「仮」+「喪」の逆語とする折口信夫説などがある。民俗学の観点からの分析が多く、主に折口信夫・和歌森太郎両氏が

説く招魂説をはじめ、魂が鎮まり死体が白骨化するのを待つ期間とする鎮魂説があるほか、死者に対して哀悼の意をあらわす期間とする説、死者と服喪者の関係を確認する期間とする説など、その位置づけは多岐にわたるが、死後から埋葬まで遺体を喪屋・殯宮に安置する期間という点で共通している。

ただし、現在は招魂説を支持する声が少なく、鎮魂説が主流を占めているようである。なぜなら殯宮が死後すぐではなく、一〇日ほど経ってから営まれる事例が多く(『日本書紀』舒明・天智・天武・持統の例)、蘇生復活を願うには遅すぎると考えられるためである。そのため腐敗する遺体を慰撫鎮魂することが殯期間の主たる目的とされる。

アラキの語義についても同様に解する必要がある、アラを「生る」ではなく、魂が激しく活発化する状態「荒る」を原義とする本居説を支持したい。『万葉集』挽歌をみても、死者に対して招魂(タマフリ)を願う歌は少なく、そのほとんどが鎮魂(タマシズメ)を願った表現となっている。

ところで、アラキ・モガリ以外にもハフルの訓があることは、従来ほとんど顧みられていない。たとえば名義抄(観智院本)の「殯」にはハフルの訓がある。また『日本霊異記』下巻第二十二・二十三には遺体仮安置の施設を「塚」「塚」と書きハヒヤと訓じる。これは灰屋や這い入る屋、死灰を埋めた所など諸説あり、なかには「ハ

とはハブル（葬る）に古い語形ハブあるいはハフがあり、その連用形である可能性<sup>14</sup>を指摘するものもある。

加えて、金石文においても船首王後墓誌に「（天智七年<sup>六六八</sup>）戊辰年十二月、松岳山上に殯葬す。」、伊福吉部臣徳足比賣墓誌に「（和銅元年<sup>七〇八</sup>）歲次戊申、秋七月一日に卒す也。三年（庚）康戊冬十月に火葬し、即ち此の處に殯す。」とあるように、殯<sup>ハ</sup>葬（埋葬）の意で用いられていることがわかる。これらの事例から本稿では、遺体を埋葬まで仮安置する期間だけでなく、埋葬をも含むことを念頭に置きながら考察を試みたい。

## (11) 殯宮<sup>ハノミヤ</sup>

殯宮に関する研究は、和田氏の論考が基礎となっていることは前述したとおりである。そのため、まずは氏の説の要点をまとめたい。

- ① 殯は日本古代で普遍的に行われていた葬法で、埋葬までの期間、木棺に遺体を収めて、喪屋（殯宮）に安置もしくは仮埋葬し諸儀礼をおこなう。
- ② 殯宮が営まれた場所は、河原（欽明・敏達・舒明・斉明）と、内裏（推古・孝徳・天武・持統）とに大別でき、生前に住まわした宮の近郊を原則とする。
- ③ 殯の期間は基本的に一年以内であるが、皇位継承に問題があった場合は長期化する。

④ 殯宮の内部では肉親の女性と遊部が奉仕し、私的な儀礼が執り行われた。

⑤ 対して殯庭は公的な場として、服属関係の確認を目的とする儀礼（哭泣・匍匐・誄など）が行われた。なかでも重要なのが誄儀礼で、その最後に日嗣が奏上され和風諡号が献呈された。

⑥ 和風諡号が安閑天皇への献呈から始まるため、殯儀礼の成立は六世紀前半の安閑朝末に求められる。

⑦ 大化薄葬令や仏式葬儀の導入、火葬の採用によって殯宮は衰退し、文武天皇の殯宮を最後に消滅した。

和田氏の論考は多岐にわたるが、なかでも氏の獨自性が打ち立てられたのが、殯を皇位継承儀礼として捉えたことで導かれた③⑥の結論であろう。ただし批判的な意見もいくつかみられる<sup>15</sup>。

⑥について石井輝義氏は、『日本書紀』において和風諡号の献呈が確認できるのは天武天皇のみであること、天皇の殯宮が連続してみられるようになるのは推古天皇以降であることを踏まえ、『日本書紀』におけるそのような史料への記載の特徴をどのように認識されるのか、さらにそのことを重視する必要がある<sup>16</sup>と文献史料への厳密な批判態度をうながす<sup>17</sup>。

西本昌弘氏も、推古朝以降にみられる殯や葬礼のあり方が中国の例と近いものとなっていく点を強調し、大化薄葬令の措置や群集墳

衰退の画期からみても「葬礼上の大きな変化は六世紀前半よりは、むしろ七世紀前半に求められるべきであろう」と⑥の見直しを求めた。

これを受けて丸山裕美子氏も「一般に中国的儀礼の本格的な導入は七世紀中葉であり、八世紀に唐風化が進展するという構図を描くことができるが、喪葬儀礼の成立と展開に關しても、著者（注―和田萃氏）の説よりも一世紀下げて考えた方が穏当だと思う」とする。

いま一度⑥をみると、「私は、殯の影響を受けて殯儀礼として完成し、特に天皇を対象とした殯宮儀礼において、和風諡号が献上された最初は安閑天皇であろうと考える。……また殯が儀礼として完成した時期と、陵墓における横穴式石室の採用の時期がほぼ一致することも興味深い」と、横穴式石室の成立を傍証にあげる。たしかに横穴式石室の成立が喪葬に及ぼした影響は大きいだろう。

さらに①とも関連して「大阪府の津堂城山古墳の雄大な組合式長持形石棺内から……木片が発見された。木棺は腐触して残らないのが普通だから、さわめて珍しい例である。しかし遺骸を収めた木棺を、さらに石棺内に安置するこうした二重棺は、当時から普遍的であったと思われる。身体着装品も、もともと着装していた部位で検出されるのが一般的である。追葬の例を除外すると、殯に付されていた棺をそのまま石室内に、あるいは石棺内に安置したものと考える」と論を進める。

しかしこれについては考古学研究からの批判がある。古墳の内部構造を考証した和田晴吾氏は、棺は古墳時代の初めから一貫して「据えつける棺」であり、それは横穴式石室が導入されても変わらなかったこと、対して「持ちはこぶ棺」の登場は横口式石槨が出現した七世紀前葉であることを解明した。その立場から、和田萃氏が木棺を用いて殯を行う二重棺とする見解に対して「木棺も石棺も据えつける棺であったのであり、殯の場の状況設定や、遺体を古墳まで運ぶ方法もそれにあわせて再検討されなければならない。大阪府藤井寺市津堂城山古墳の長持形石棺から発見された木片も棺ではなく、あえて言えば、遺体を運ぶ戸板のようなものであった可能性も考えられる」とした。

以上の見解を考え合わせると、①のように定義づけられる殯が確立するのは七世紀である可能性が高い。殯を行うために横口式石槨が生まれ、納棺と埋葬との間に時間差を設けることが可能になったのだろう。裏を返せば、横口式石槨が登場する以前は①のような状態にはなりえなかったことになる。

では和田萃氏がいう「日本古代において普遍的に行われていた」殯の根拠はどこにあるのか。氏が「殯の萌芽形態」と位置付ける倭人伝から検討を始めた。

## 二 倭人伝の検討

倭人の習俗について『魏志』『隋書』の記述が内容的に豊富であることはいうまでもない。七世紀が殯の画期とするならば、両者の比較は有効な手段といえよう。

従来、和田萃氏が『魏志』倭人伝について「これは後にみる殯の諸儀礼と共通するところが多く、邪馬台国の喪葬習俗は、殯の萌芽形態を示しているとみてよい」とする<sup>24</sup>ように、三世紀の習俗がそのまま七世紀に息づいているような印象がもたれてきた。果たしてその評価は妥当といえるのか。該当記事をあげ、比較検討していきたい。

### 史料一『魏志』烏丸鮮卑東夷伝倭人条

①その死には、棺あれど槨なし。土を封じて冢を作る。②始め死するや停め喪すること十余日。時に当たりて肉を食せず。喪主は哭泣し、他人は就いて歌舞飲酒す。已に葬すれば、家を挙げて水中に詣り澡浴すること、以て練沐の如し。

### 史料二『隋書』東夷伝倭国条

①死者を斂するに棺槨を以てし、親賓は屍に就きて歌舞し、妻子兄弟は白布を以て服を製す。②貴人は三年外に殯し、庶人は日を卜いて瘞める。葬におよび屍を船上に置きて、陸地にこれを牽き、或いは小輦を以てす。

両者の共通項に傍線を付した。傍線部①は埋葬施設について。『魏志』は棺のみで槨がないのに対して、『隋書』では槨も備わっており時代の差異がみてとれる。ちなみに『晋書』倭人伝および『梁書』倭伝ともに「その死には棺あれど槨なし」とするのに対して、『北史』倭国伝は『隋書』と同文である<sup>25</sup>。前述したように、横口式石槨の誕生が殯を可能にしたと考えられることから、傍線部①の違いを強調しておきたい。

傍線部②は死亡から埋葬までの期間について。和田萃氏が「殯の萌芽形態」とするゆえんでもある。ただ殯の語句は『隋書』のみで、『魏志』は停喪とする。水野祐氏は停喪を「喪に停ること」とよみ「喪」は、死という意味、あるいは忌服<sup>26</sup>モという義で人が死ぬと、近親者がその人の死を悲しみ、ある定められた期間凶服を身につけて、憂いにこもる義があるが、ここではひつぎ(柩)の義にとる。「停喪」とは、人が死ぬとまず柩<sup>27</sup>棺に入れて葬るのであるが、死者を柩に納めてただちに地中に葬ることをせず、棺に入れたまま、その場にとどめおくということ、その棺のままにしておくことが十余日間つづけられる。これが停喪なのである」と解釈する<sup>28</sup>。

しかし本稿は「停め喪すること」とよみ、遺体をしばらくとどめ置いて、遺族などがその死を悼む期間と解したい。その理由は二つある。ひとつは、和田晴吾氏が明らかにされたように、七世紀まで

は納棺と埋葬とが不可分なものであったこと。もうひとつは『魏志』の記述態度にある。

『魏志』は傍線部②につづけて、喪主や他人が十余日間に行う内容、そして埋葬後に遺族が行うことを記す。一方の『隋書』は妻子兄弟がつくる衣について記したほかは、遺体へ歌舞すること、そして埋葬での遺体の運搬法を記す。要するに『魏志』が遺族に主眼を置くのに対して、『隋書』は遺体の処遇を中心にまとめるといふ違いが見出せるのではないか。

傍線部③は両者とも似たような記述となっているが、『隋書』には屍の語句がみられる。ここからも『隋書』が遺体を主軸にする態度をうかがうことができよう。加えて、『魏志』は史料一の次段において、

史料三『魏志』烏丸鮮卑東夷倭人条

その行来、渡海して中国に詣るとき、恒に一人をして、頭を梳らず、蟣蝨を去らず、衣服垢汚し、肉を食せず、婦人を近づけず、喪人の如くす。之を名づけて持衰となす。

と記す。ここにも喪の生活に注視する『魏志』の記述態度がみとれよう。以上から、停喪を「停め喪する」と理解して、考察を進める。そこで注意したいのが、遺族が喪に服することと殯とは同一ではな

いことである。殯はあくまでも遺体に奉仕してその魂を鎮める行為であり、その役目は遺族に限られない。

たとえば『日本書紀』神代下に天稚彦の死に際して「便ち喪屋を造りて殯す。即ち川雁を以ちて持傾頭者とし、…又、雀を以ちて春女とす。…而して八日八夜、啼哭き悲しび歌ふ。」とあるが、弔問に訪れた味耜高彥根神に会ったのは「天稚彦が親属妻子」であった。

和田萃氏も殯宮への奉仕者について「天皇の殯宮に籠るのは、妻の皇后・母の皇太后・皇女・妃・夫人・嬪・宮人たちなどであり、皇太子をはじめとする皇子たちは喪主として喪葬儀礼に加わり、殯宮に適ではするが、殯宮に籠ることはなかったことがうかがえる。これらの女性が殯宮に籠り、土師氏や遊部が儀礼を行ない、殯宮の外を舍人らが宿衛して固めたのである。また、殯の対象が女帝である場合、その殯宮に籠るのは、やはりその姉妹・皇女・姪であったらう」としている。

こうした殯と遺族が喪に服す行為とが異なることは、「中国では、服喪期間に倚廬と称する粗末な居室に籠ることが『儀礼』『礼記』などから知られる。ただしこれは男女に関係なく服喪者がおこなうものであり、また遺体への奉仕を目的としたものでもないので、和田氏の想起する「女性の籠り」とは異質なものであろう」と稲田氏が端的に述べるとおり、区別して考えなければならぬ。

『日本書紀』には殯の記録はみられるが、遺族が喪に服した様子

は記されない。ただ、皇極天皇元年（六四二）に「翹岐が児死去す。この時、翹岐と妻と、児の死を畏れ忌みて、果たして喪に臨まず。凡そ百濟・新羅の風俗、死亡者有るときは、父母・兄弟・夫婦・姉妹と雖も、永く自ら看ず。これを以て觀るに、慈しみ無きこと甚だしく、豈に禽獸に別らんや。」（五月丙子条）とあることから、死に際して遺族が喪にあるのは当然のことと『日本書紀』編纂当時も思われていたことがわかる。

では、なぜ『日本書紀』には遺族による喪の様子がみられないのか。それは殯が中国喪葬儀礼を取り入れて行われたのに対して、そうではないために、ことさら記録されなかったのではなからうか。

ここでもう一度、倭人の記録に戻りたい。『隋書』（史料二）は遺族にあたる「妻子兄弟」が白布で服をつくるとしている。この服が遺族のものなのか、死者のものなのか判然としないが、これまで述べてきたように『隋書』が遺体の処遇に重点を置いて記述されているとすれば、後者と考えるところである。<sup>28</sup>すると『隋書』からも遺族がどのような様子で喪に服したのかはわからない。ために『魏志』（史料一・三）が手掛かりとなる。

ただし結論からいえば、『魏志』（史料三）に「喪人の如し」と記される持衰の姿<sup>29</sup>が、後代の服喪として普遍的にあったとは考えられない。それでも『万葉集』に「閏三月、衛門督大伴古慈悲宿祢の家にて、入唐副使同じく胡麻呂宿祢等を餞する歌」として「櫛も見じ

屋内も掃かじ草枕旅行く君を齋ふと思ひて」（巻第十九の四二六三番歌）という歌がある。作者未詳ながら左注が伝誦歌とすることから、奈良時代以前の作と考えられる。自らの禁忌によって生活に制限を設けることで航海の無事を願う様子は『魏志』（史料三）と共通していよう。

さらに「……勝鹿の 真間の手児名が 麻衣に 青衿着け ひたさ麻を 裳には織り着て 髪だにも 搔きは梳らず 杳をだにかず行けども……」（巻第九の一八〇七番歌）という歌もあり、真間手児名が神につかえる巫女であったため、呪術的な禁忌に縛られた姿を詠んだとされる。<sup>31</sup>手児名がこういった種類の巫女であったのかはわからないが、「……波の音の 騒く港の 奥城に 妹が臥やせる……」（同）とあり、海へ投身していることから、航海を祈願する女性であったのかもしれない。

以上、日本古代において遺族が喪に服した様相は明確にならないものの、和田萃氏が『魏志』倭人伝を「殯の萌芽形態」とする見解は見直されるべきであろう。氏が定義付けられた殯は七世紀に中国の影響を受けて取り入れられたもので、日本に普遍的にあった習俗ではない。しかしそうはいっても『魏志』（史料一）傍線部②にはたしかに死後、すぐには埋葬せず一定期間、遺体を留め置いたとある。この期間、遺体はどのような状態にあったのか。つぎに検討してみたい。

### 三 遺体安置施設と殯宮

七世紀以前、遺体をしばらく留め置いたことは、考古学からも物証されている。辰巳和弘氏によれば「葉佐池古墳（愛媛県松山市）の一号横穴式石室から出土した三体の人骨のひとつ（B号）には、腐肉にたかる生態をもつヒメクロバエ属の蛹の殻が多数付着していた。当該の人物はハエの繁殖期である夏を中心にした春から秋にかけて亡くなったらしい。そして死後数日を経て、腐食ただようなかでハエが遺体に産卵したと考えられる。蛹殻の状況から、卵が羽化したことも確認された。ハエは暗闇では活動しないことから、遺体はある程度の光景があり、ハエが容易にたかることのできる環境下に置かれていたことになり、そこが暗闇の石室内ではないことを語っている。そこに殯の期間が想定される。このようなハエの蛹殻は、鶴見山古墳（福岡県八女市）出土の銅鏡にも付着していて、遺体が副葬品とともに棺に納められ、蓋を開けた状態で殯がおこなわれたことを推察させる」とのことである。つねに外気に触れた状態で遺体が安置されていたことがわかり、横口式石槨を必要としない方法である点でも興味深い。

先にふれた天稚彦の死を弔いに訪れた味耜高彥根神は、自分が死者に見誤られたことに立腹し喪屋を破壊した（「乃ち十握剣を抜き、

喪屋を斫倒す」〔『日本書紀』神代下〕、「御佩かしせる十掬の剣を抜き、其の喪屋を切り伏せ、足を以て蹴多離ち遣りき」〔『古事記』上巻〕。神の仕業とはいえ喪屋が簡単になぎ倒されてしまうほどの脆弱な構造と認識されていたことがわかる。

対して『日本書紀』の記す殯宮は堅牢な造りであった。たとえば用明天皇即位前紀によれば、穴穗部皇子が強引に殯宮へ入ろうとしたところ、三輪君逆が兵を集めて宮門を封鎖した。これについて殯宮が外部と遮断された構造を持っていると和田萃氏は特徴付けるが、そもそも宮とは幾重にも圍繞された空間をもつものであり殯時に限ったことではなからう。

宮城の発掘調査によって多数検出される柵扉跡はいうまでもなく、小墾田宮を訪れた山背大兄王が「門下」（外郭の門）から「閤門」（内郭の門）「庭」「大殿」へと順に案内され（『日本書紀』舒明天皇即位前紀）、歌の表現にも「……天皇の 神の御門に 外の重に 立ち侍ひ 内の重に 仕え奉りて……」（『万葉集』巻第三の四四三番歌）とある。すなわち堅牢な構造なのは殯宮が宮ゆえであり、殯の必要十分条件にはならないと考える。喪屋のような脆弱な造りをした施設でも殯は行なえ、むしろ七世紀以前にはそれが主流だったのではないだろうか。

そこで注目したいのは、古墳群内から検出される特殊な構造をもつ建物跡の存在である。この建物跡にいち早く着目したのが泉森皎



氏で、八つの特殊な竪穴状遺構（四世紀～六世紀）について出土遺物や周辺環境などを踏まえ喪屋遺構とみなす見解が示された。以降も各地での発掘調査が進み、喪屋と思われる竪穴建物跡が検出されている<sup>34)</sup>。さらに近年では導水施設（水辺の単独施設）を祭祀施設ではなく殯の場とする見解もみられ、これもまた集落とは離れた位置にあって古墳の近くに多く確認できるとのことである<sup>35)</sup>。

かつて和田萃氏は喪屋と思われる四つの遺構（五世紀後半～九世紀前後）を通して「喪屋とほぼみてよい建物を発掘調査で確認できた事例はごく少ない。逆に言えば、喪屋を墳丘上に営むのはむしろ例外的とみるべきで、一般的には、被葬者が生前に生活していた建物の近くか、埋葬される古墳の近くに、喪屋が建てられて殯が行なわれたのだろう<sup>36)</sup>」とし、あくまでも例外とみなした。しかしその後各地で同類の遺構が検出しており、もはや事例が少ないとなし難いように思われる。

また考古学からも反論が出されている。田中良之氏は泉森氏があげた建物跡について「これらが古墳と同時期であり、古墳と何らかの関係があることまでは認められても、それが殯屋であることには直結しない。すなわち、殯は遺体を安置するだけでなく、そこでは誄や発哀・哭泣、飲食物供献と歌舞飲酒などさまざまな儀礼行為が行われる。また、火も多用する。ところが、これらの住居跡からは特に儀礼関係の遺物が出土するわけでもなく、個々の古墳に対応し

て存在することもなく、とうてい殯屋・喪屋としての条件を満たしているとはいえない。むしろ、古墳造営の際の資材置き場や作業小屋、墓守のような古墳（群）の管理施設の可能性を検討すべきものと考えられる<sup>37)</sup>」と慎重である。傾聴すべき点もあるが、誄や発哀などの殯儀礼は殯宮において行われたものであり、堅牢な殯宮がある一方で脆弱な造りをした遺体安置施設が存在した可能性は完全に否定できまい。

以上、七世紀以前の遺体安置場所として、墓域内の施設が想定できる。従来の研究では『日本書紀』の記述から、殯宮は生前の住まい近くに設けられたとされるが、それとは異なる構造をもった遺体安置施設が埋葬場所に営まれたと考えられる。

殯宮が営まれる場所について、和田萃氏は「一般には崩御あった宮の近傍―南庭が多い―に新しく起こされたようである。この事実よりすれば、殯宮の場所と埋葬地はかなり隔たることになる。……例外的に殯宮と葬地が近接していたと考えられる事例もある。一つは天智天皇の皇子である建王の場合で、他の一つは草壁皇子の場合である。……文献資料から、殯宮の場所と葬地が近接していることの知られるのはこの二例のみであるが、あるいは当時かなり普遍的に行なわれた例であるかもしれない<sup>38)</sup>」と示唆する。

建王は、

史料四『日本書紀』齊明天皇四年（六五八）条

五月、皇孫建王、年八歳にして薨る。今城谷の上に殯を起こして収む。天皇、本より皇孫の有順なるを以て器量す。故、哀を忍びず傷働すること極めて甚だし。群臣に詔して曰く、万歳千秋の後、要ず朕が陵に合葬せよと。

とあるとおり、今城谷付近に殯が営まれた（傍線部）。今城谷の位置については議論が盛んであるが、その地に埋葬されたとする解釈は一致している。ただし『日本書紀』は埋葬を「葬」「埋」と表記することが多く、「収」の一字で表すのは異例とみられる<sup>39)</sup>。

建王は本当に今城谷に埋葬されたのだろうか。というのも、齊明天皇は建王を自らの陵墓に葬るよう命じている（波線部）。史料に則せば、建王が埋葬されるのは祖母・齊明の死後のことであり、それまで遺体は殯に留め置かれたことにならないか。そこで注目したいのがつぎの史料である。

史料五『日本書紀』天武天皇下・朱鳥元年（六八六）九月条

丙午（九日）、天皇の病遂に差えずして、正宮に崩す。

戊申（二一日）、始めて発哭す。則ち殯宮を南庭に起こす。

辛酉（二四日）、南庭に殯し、即ち発哀す。

これは天武天皇の殯開始に関わる史料である。九日に天武が崩御し、二日後に殯宮の造営が開始した。その造営は一三日間かかり、二四日になってようやく殯したとある。殯宮を営む行為を「起」の語句であらわす点、殯宮の造営と殯開始とは時間差がある点を踏まえて、再び史料四傍線部をみてみると、今城谷付近に殯宮が造営され、そこに遺体が収められた。すなわち、遺体を収めるのは墓ではなく殯宮内、もつといえは殯宮にある棺内であったと考えられるのではないだろうか<sup>41)</sup>。

以上のように、墓域に遺体を安置する脆弱な造りをした施設の存在は、『日本書紀』には神代を除いてみることはできない。『日本書紀』が堅牢な造りをした殯宮ばかりを記録するのは、律令国家を目指す当時のあり方が反映されているよう。よって『日本書紀』にみえないからといって、七世紀以降も遺体が埋葬場所に安置されなかったとは断定できない。現に発掘調査によって七世紀以降の喪屋遺構が各地で検出されている。こうした発掘調査の事例と『日本書紀』が記す殯とは区別して考えるべきであろう。

### おわりに―殯宮の復古

本稿では、近年の調査・研究成果を踏まえながら、七世紀を中心に殯の歴史的な展開について検討を試みた。七世紀を中心とした

は殯宮がこの時期に成立すると考えられるためであり、その前後のあり方を論考の主軸にすえ、いくつかの史料について新たな解釈を提案することができた。

ただ残された課題も多い。殯を再現したとされる形象埴輪群<sup>②</sup>、殯宮挽歌、八・九世紀の殯宮儀礼の終焉、民俗事例との関連など、殯をめぐる問題は多岐に及んでいる。これらは稿を改めて取り組みたい。

最期に、近代日本において殯宮が営まれた事例を紹介しておく。それは明治天皇崩御時に営まれた殯宮である。大正天皇および昭和天皇のそれは先論でも触れられるところであるが、その嚆矢となる明治天皇については言及がみられない<sup>③</sup>。平安時代以降は殯宮が営まれず、崩御した天皇の遺体は適当な殿舎で安置されたのち埋葬された。こうした状況は孝明天皇まで続いたと思われる。

『明治天皇紀』には、明治四五年（一九一二）七月三〇日の明治天皇崩御をもって本文を終えたのち、附載として喪葬が記されている。その次第は、

大正元年七月三〇日 大喪使官制の公布。大喪使の設置。

三一日 天皇以下が櫛宮へ進御・御拝親訣。

八月 一日 御肌付の御槽の蓋を閉じ、御覆を奉る。

二日 大喪使祭官長・祭官副長の任命。

五日 入棺。

六日 葬儀および埋葬地の告示。

八日 櫛宮にて十日祭。天皇以下が親拝。

となり遺体は初め櫛宮に安置されていた。この場所について『明治天皇紀』には「櫛宮は常御座所二の間を以て之れに充つ、曩に御暇床を設けたまひし御室なり、室の中央に純白羽二重の御褥二枚を重ね敷き、同じく純白羽二重の御衾を以て玉體を覆ひたてまつる。南を御枕として仰臥したまひ、龍顔稍と東面したまふ」（大正元年七月三十一日条）とある。ここから殯宮へ遺体が移されたのは一三日のことであった。

史料六『明治天皇紀』大正元年（一九一二）八月十三日条

十三日 殯宮移御の儀を行ふ。殯宮は正殿を以て之れに充つ。※（）は細字双行

左・右・後三面に壁代（白色帛）を作り、前面に御幌（白色帛、紐白色）並びに御簾を懸け、中央に簀薦を鋪き、御座を設け、御後に屏風を立て、内櫛を御座の傍らに置く。

午後五時靈柩櫛宮を出御、同十五分殯宮に著きたまふ。天皇・皇后・皇太后御後を進みたまふ。靈柩殯宮に著すれば、侍従奉仕して靈柩を内櫛（内に御壘・御茵を鋪く）に斂めたてまつり、次いで内櫛を御座に奉安し、御座の前面左右に真榊各一株を樹て、又白木の案を内櫛の首位に居ゑ、案上に御剣を置き、御座の四隅に燈籠を、内櫛の前左右に菊燈臺を置きて燈火を點す。

既にして天皇・皇后・皇太后出御拜禮したまひ、次いで親王・同妃・王・同妃並びに諸臣拜禮す。爾後九月十三日轎車發引に至る迄、日々天皇・皇后・皇太子臨時殯宮を拜したまふ。

殯宮の内部状況が詳細にわかり興味深い。大喪儀関係文書・明治天皇大喪儀書類（国立公文書館所蔵）には、この殯宮の凶面もあり空間をイメージするのに参考となる。これまで皇室の葬儀は英照皇太后崩御に際して執り行われた喪葬儀式が踏襲されて今に至るとされてきた<sup>44</sup>。しかし『明治天皇紀』には英照皇太后崩御時に殯宮が営まれた形跡がみられない。

殯宮が明治天皇喪葬儀礼に取り入れられたのは、明治期に顕著な神道葬儀の実現・仏式葬儀の排除という動向が反映していると評価できるかもしれない。明治三十一年（一八九八）に記された『神葬儀式（改訂増補版）』には「殯式<sup>めいおのしき</sup>」がみられる。しかし明治天皇の葬儀をより詳しくみてみると、古代への回帰は陵墓にまで及んでいることがわかる。

明治天皇の陵墓である伏見桃山陵への埋葬は、平安時代以来、歴代の天皇が泉涌寺境内へ葬られていた伝統を破るものであった。その契機について『明治天皇紀』には「一夕皇后と饌を俱にし、舊都の今昔を語りたまふの次、卒然として宣はく、朕が百年の後は必ず陵を桃山に営むべしと。時に典侍千種任子、天皇の陪膳に候せし

が、此の綸言を聴きて大だ異しみ、旨を日乗に誌す。大漸の事あるや。皇太后遺詔を遵奉し、陵を桃山に定めん事を命じたまへりと云ふ。」（大正元年八月六日条）と記され、それが生前からの意向であるとしている。

「舊都の今昔を語りたまふ」の具体的な内容は定かでないが、近代天皇制の確立を目指した政策を勘案するに飛鳥の都や平城京・平安京のことを皇后と語り合つたのかもしれない。そんななか自身の埋葬地として陵を築くように遺言した思いのなかには、古墳時代や飛鳥・奈良時代への憧憬が含まれていたことだろう。それを裏付けるのがつぎの史料になる。

史料七『大喪儀関係文書・明治天皇大喪儀書類三・用度録・大正元年』<sup>45</sup>第一〇號

大喪使評第五號

左記ノ件當所ニ於テ議決候。此段及通牒候也。

大正元年八月十日 評議所

用度部 御中

記

一 斂葬ノ時壙中ニ納ムル埴輪ハ、甲冑著用ノ像（鎮將ニ象ル）ニテ、大サ凡一尺ノ土偶四箇トス。又陵誌ハ石ニ陵號ヲ彫鑿シ、石ヲ以テ覆ヒ、之ヲ石槨ノ上層（セメント）ニ

安ク。且石槨ノ蓋ノ裏面ニモ亦陵號ヲ刻ス。執筆ハ大喪使  
總裁ニ仰付ケラルルコト。

仕様書

一 武装埴輪土偶 四個

右ハ尾張常滑粘土（知多郡常滑村産出）ニ、今之粘土ヲ加

エ、別紙面ノ如ク作製シ、天日ニ乾シ、後素焼窯ニテ堅牢

ニ焼上申候。

彩色ハ一切不仕候。

右之通りニ制作候也。

大正元年八月日

府下北豊島郡田端百五十五

吉田白嶺〔印〕

大喪使用度課 御中

伏見桃山陵の玄室内に設置する埴輪（土偶とも）が制作された<sup>46</sup>。

おそらく棺の四隅に埋められたのだろう<sup>47</sup>。同史料の第三三號によれ

ば、埴輪考案者の三宅米吉（東京帝室博物館歴史部長）、主たる考

案者の關係之助（同歴史囑託）、画図者の永井如雲（同技手）、御弓

及胡籙様式取調者の小笠原清務へ手当金が下賜されているため、あ

る程度の時代考証もなされたようである<sup>48</sup>。

このような伏見桃山陵のあり方を踏まえると、殯宮が営まれたの

も、神道葬儀の実現や仏式葬儀の排除といった面だけでなく、古代  
喪葬儀礼の復古が意図された面もあるのではないか。むしろ神道国  
教化の基盤に古代律令制の踏襲があるわけであるが、その目指す先  
が古墳時代の埴輪や飛鳥時代の殯宮であった点に、近代天皇制の確  
立を志した明治政府の古代国家像がみてとれるように思う。

#### 註

①「古代における死を悼む和歌の展開―挽歌と哀傷歌の比較検討を通し  
て―」（『万葉古代学研究所年報』第十号、二〇一二年）、「弔問歌の  
形成―「君」の用法に着目して―」（『万葉古代学研究所年報』第十一号、  
二〇一三年）。

②「歌語「藤衣」の表現とその展開」（『万葉古代学研究所年報』第十三号、  
二〇一五年）。

③同様の試みは「日本古代における天皇服喪の実態と展開」（『日本歴史』  
七七三、二〇一二年）においても行なった。

④和田萃 a 「殯の基礎的研究」（『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』塙書房、  
一九九五年。初出は一九六九年）、b 「飛鳥・奈良時代の喪葬儀礼」（同  
書所収。初出は一九八二年）、c 「殯宮儀礼の再分析―服属と儀礼―」（同  
書所収。初出は一九八〇年）。

⑤稲田奈津子「殯儀礼の再検討」（『日本古代の喪葬儀礼と律令制』吉  
川弘文館、二〇一五年）。

⑥岡田精司「大王就任儀礼の原形とその展開」（『古代祭祀の史的研究』  
塙書房、一九九二年。初出は一九八三年）。

⑦本居宣長「古事記傳」三十之卷・訶志比宮上卷（『本居宣長全集』第

一一卷、筑摩書房、一九六九年）三五四頁。

(8) 櫻井満「挽歌の発想」(『櫻井満著作集』第三卷・万葉集の民俗学的研究(上)、おうふう、二〇〇〇年。初出は一九九二年)二四六頁。

(9) 櫻井満「よみがえりの思想―モガリをめぐって―」(日本民俗研究大系第四卷『老少伝承』國學院大學、一九八三年)。

(10) 折口信夫「上代葬儀の精神」(『折口信夫全集』第二〇卷、中央公論社、一九五六年。初出は一九二〇年)。和歌森太郎「大化前代の喪葬制について」(『和歌森太郎著作集』四・古代の宗教と社会、弘文堂、一九八〇年。初出は一九五八年)など。

(11) 五来重「遊部考」(『五来重著作集』第三卷、法藏館、二〇〇八年。初出は一九六三年)、中田太造「殯」・もがりにおける民俗学的考察」(『葬送墓制研究集成』第二卷・葬送儀礼、名著出版、一九七九年。初出は一九七一年)など。

(12) 岩脇紳「殯」(モガリ)」(『葬送墓制研究集成』第二卷・葬送儀礼、名著出版、一九七九年。初出は一九七三年)。

(13) 上井久義「殯宮の民俗」(『上井久義著作集』第四卷・民俗社会の構成と葬墓、清文堂出版、二〇〇六年。初出は一九八一年)。

(14) 小島瓔禮「万葉びとの通過儀礼―イザナギの命とイザナミの命の神話から―」(高岡市万葉歴史館論集4『時の万葉集』笠間書院、二〇〇一年)二八五頁。

(15) 本文で紹介した以外にも、前掲註(5) 稲田論文は④を全面的に批判する。大前栄美子「原新嘗祭と殯宮儀礼―その相関関係と相互発展の過程―」(横田健一編『日本書紀研究』第十四冊、塙書房、一九八七年)は、殯宮儀礼と新嘗祭(のちの大嘗祭)との密接な関係性を指摘したうえで、②の殯が河原で営まれる点について「和田氏の言われる「河原で骨化を待つ」のが河原で殯が行われる理由とは言いきれない。むしろ、前述のように、原新嘗祭と関連があるので

ないだろうか」(八三頁)と指摘する。

(16) 石井輝義「書評 和田萃著『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』(上・中・下)」(『歴史評論』五八三、一九九八年)。

(17) 『古事記』についても同様の態度が必要となろう。『古事記』では殯の語句が仲哀天皇崩御時の一例しかみられない。及川智早「古事記と殯―記編纂者の理念―」(『国文学研究』一〇二、一九九〇年)は、ここに『古事記』編纂者の意識を認める。

(18) 西本昌弘「日本古代礼制研究の現状と課題」(『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房、一九九七年)二八頁。

(19) 丸山裕美子「書評 和田萃著『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』上・中・下」(『史学雑誌』第一〇九編第一〇号、二〇〇〇年)一一四頁。

(20) 前掲註(4) 和田論文aの三五頁。

(21) 前掲註(4) 和田論文bの九五頁。

(22) 和田晴吾「据えつける棺」と「持ちはこぶ棺」(『古墳時代の葬制と他界観』吉川弘文館、二〇一四年。初出は一九九五年)註(7)。

(23) 山本彰「七世紀の古墳文化」(『終末期古墳と横口式石槨』吉川弘文館、二〇〇七年。初出は一九九八年)も七世紀における葬制の画期を強調する。すなわち「三世紀からはじまった古墳文化は六世紀末葉の前方後円墳消失以後、七世紀代に急速に終末をむかえた。かつて、古墳を終末に導いた要因を、大化薄葬令や火葬の採用をイコールとして結びつける考えもあつたが、これまで見てきたように、七世紀代を通じて段階的に終末をむかえる姿が明らかになったのではないかと思われる。その一要素として大化の薄葬令の施行があつたものと考えられるが、七世紀中頃のみ大きな変革を認めることには無理がある。律令体制へ向けての整備過程の中で古墳が終焉を考えてこそつじつまが合う」(二四―五頁)と位置付ける。

(24) 前掲註(4) 和田論文bの九七頁。

(25) 佐伯有清『魏志倭人伝を読む上』（吉川弘文館、二〇〇〇年）は「墓制に進展のあったことを物語っている」（一四七頁）と指摘する。

(26) 水野祐『評釈 魏志倭人伝【新装版】』（雄山閣、二〇〇四年。初版は一九八七年）三〇六頁。最新の注釈も同様の解釈で、たとえば松尾光『現代語訳 魏志倭人伝』（新人物文庫、二〇一四年）は、「喪を停ひびきとどむること十余日」と書き下し、「棺をその家に十日余り留めとど（仮の殯かひのうりをす）る」と訳す。

(27) 前掲註（4）和田論文aの二六頁。本稿一（二）の④⑤に関わる見解。

(28) 前掲註（5）稲田論文の註（25）。

(29) 増田美子『日本喪服史【古代篇】』（源流社、二〇〇二年）は『隋書』（史料二）の「服」を遺族が着る喪服と理解する。

(30) 辰巳和弘『古代壁画の世界』（『他界へ翔る船―「黄泉の国」の考古学』新泉社、二〇一一年。初出は一九九六年）は、大阪府柏原市の高井田横穴群にある通称「人物の窟」に描かれた船に乗る蓬髪はよみの人物について「持衰の姿を彷彿させる」（二〇一頁）と指摘する。

(31) 折口信夫『古代生活に見えた戀愛』（『折口信夫全集』第一巻、中央公論社、一九五四年。初出は一九二六年）、「眞間 蘆屋の昔がたり」（同著第二九卷、中央公論社、一九五七年。初出は一九五二年）。

(32) 辰巳和弘「黄泉国訪問神話と喪葬の習俗」（前掲註（30）著書所収）三二五～六頁。田中良之a「人骨および付着ハエ圃蛹殻からみた殯について」（『葉佐池古墳』松山市教育委員会、二〇〇三年）、b「殯再考」（『福岡大学考古学論集―小野富士雄先生退職記念―』二〇〇四年）参照。

(33) 泉森皎「古墳と周辺施設―古墳の墓域と喪屋遺構について―」（『関西大学考古学研究室開設参拾周年記念考古学論叢』一九八三年）。喪屋と考えられた建物遺構のある遺跡はつぎのとおり。宮山古墳群（島

根県）・安保山古墳群（福井県）・七ツ塚墳墓群（石川県）・五條近内古墳群西山支群（奈良県）・石峰A2号墳（同県）・馬見古墳群黒石14号墳（同県）・タイ山群集墳（兵庫県）・元井池古墳（三重県）。

(34) 水澤丈志「喪屋としての竪穴建物」（『季刊考古学』一三一、二〇一五年）は関東地方を中心につきの六つの遺構（六世紀～一〇世紀）を紹介する。多田山古墳群（群馬県）・橋場遺跡（東京都）・追ヶ谷戸遺跡（埼玉県）・上の山遺跡（神奈川県）・東光寺裏山遺跡（東京都）・吠原遺跡（埼玉県）。

(35) 穂積裕昌「導水施設」の性格について―殯所としての可能性の提起―」（『古墳時代の喪葬と祭祀』雄山閣、二〇一二年。初出は二〇〇四年）。

(36) 和田萃「喪葬儀礼と埴輪群像」（前掲註（4）著書所収。初出は一九九三年）二二三頁。清水谷遺跡群（奈良県）・榑町福ヶ谷遺跡（同県）・住吉宮町遺跡（兵庫県）・下岡古墳（京都府）に触れる。

(37) 前掲註（32）田中論文bの六六七頁。

(38) 前掲註（4）和田論文aの一九頁。本稿一（二）の②に関わる見解。

(39) 和田萃「今來の双墓をめぐる臆説」（前掲註（4）著書所収。初出は一九八一年）、西本昌弘「建王の今城谷墓と酒船石遺跡」（『飛鳥・藤原と古代王権』同成社古代史選書、二〇一四年。初出は二〇一二年）など。

(40) 埋葬行為は「収葬」（敏達元年六月条など）「収埋」（武烈天皇即位前紀など）とも記されるが、「収」の一文字となると「窃に天皇の屍を収めて、武内宿禰に付して、海路より穴門に遷る。」（仲哀天皇九年二月条）などのように埋葬以前の用例もみられる。

(41) 北康宏「天寿国繡帳銘文再読―橘大郎女と殯宮の帷帳―」（『文化史学』六二、二〇〇六年）は、天寿国繡帳が聖徳太子の殯宮を荘厳した帷帳であったとし、橘大郎女が公衆に見せることを意図し制作したと

解する。殯宮を儀礼の場としてだけでなく、空間装置としての働きにも配慮する必要性を学んだ。建王の場合に援用できるかはわからないが、斉明が建王を偲んで詠んだ「山越えて海渡るともおもしろき今城の内は忘らゆましじ」（『日本書紀』齊明天皇四年十月庚戌条）の歌の「今城の内」が殯宮内部の装いであった可能性もあるだろう。

(42) 若松良一「井辺八幡山古墳の形象埴輪体系とその解釈―蓮を用いた殯宮儀礼の全貌―」（『古代学研究』一九五、二〇一二年）などの一連の研究。

(43) 大正天皇の大喪儀を紹介して前掲註(4)和田論文bは「大喪儀の殯宮移座は、まことに古代の殯宮を彷彿とさせる」（九九頁）という。

(44) 笹川紀勝『天皇の葬儀』新教出版社、一九八八年。風見明『明治新政府の喪服改革』雄山閣、二〇〇八年。

(45) 国立公文書館所蔵（請求番号 本館・3A・021・00・喪00004100）。

(46) 「仁孝天皇葬送記」（静岡県立中央図書館蔵文庫所蔵）には「一 女中方殉死之例に准じ、白木之輿二十二之土偶を乗せ、御廟所へ連参御埋之事」とあり、幕末の天皇陵では女中の数の土偶を埋葬する風習があったことがわかる。ただし『皇陵』（日本歴史地理学会編、一九一四年）には伏見桃山陵の埴輪について「是古制を参考したる、明治大正の新式といふべし」とあることから、幕末の風習との連続性はないと思われる。

(47) 『皇陵』に埴輪は「檜箱に納め、空所には白砂を詰め、以て土中に埋蔵せらる」とある。

(48) 『考古学雑誌』第三卷第二号（一九一二年）参照。伏見桃山陵の埴輪と同じものと考えられる人形が天理参考館に所蔵されていることを、第63回万葉古代学講座受講者からご教示いただいた。教祖一三〇年

祭特別展「天理参考館の珠玉」（会期：平成二八年一月五日～三月四日）に出品されていたため、実見することができた。